

いばらき県央地域連携中枢都市圏婚活支援事業企画運営業務委託契約書

委託者と受託者とは、次の条項により業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 委託者は、いばらき県央地域連携中枢都市圏婚活支援事業企画運営業務委託（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者は、これを受託する。

(委託業務の履行)

第2条 受託者は、委託業務を実施するに当たっては、委託者の定める別紙いばらき県央地域連携中枢都市圏婚活支援事業企画運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて行わなければならない。

2 委託者は、委託業務の実施について、仕様書に基づいた業務の遂行が確認できない場合その他必要があると認める場合は、受託者に対し業務の是正その他必要な措置を求めることができる。

(委託期間)

第3条 委託業務の実施期間は、契約日の翌日から令和9年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 委託者は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、
金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額として、
金 円を含む。）を受託者に支払うものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(業務工程表)

第6条 受託者は、委託業務の工程表（以下「工程表」という。）を委託者の指定する期日までに委託者に提出するものとする。

2 委託者は、前項の規定により受託者の提出した工程表について必要と認めるときは、当該工程表の変更又は修正を受託者に指示することができる。

(監督員)

第7条 委託者は、監督員を置き、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、また、同様とする。

2 監督員は、契約に定める事項及びこの契約に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書の定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 受託者又は受託者の業務主任技術者に対する委託業務に関する指示
- (2) この契約及び仕様書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の業務主任技術者との協議
- (4) 委託業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の

履行状況の調査

- 3 委託者は、前項に掲げる権限を2名以上の監督員に分担させたときはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく委託者の権限の一部を委任したときは当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定による監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約に定める受託者の委託者に対する書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(業務主任技術者)

第8条 受託者は、委託業務の履行については、技術上の管理をつかさどる業務主任技術者を定め、委託者に通知しなければならない。

(業務報告)

第9条 受託者は、委託者から委託業務の進捗状況その他必要な事項について報告を求められたときは、速やかに報告するものとする。

(業務完了報告等)

第10条 受託者は、委託業務を完了したときは、当該委託業務の成果を記載した委託業務完了報告書(以下「業務完了報告書」という。)を委託者に提出するものとする。

(委託料の支払い)

第11条 委託者は、前条の業務完了報告書の提出を受けたときは、その内容を調査するものとする。

- 2 受託者は、前項の調査により業務完了報告書の内容が適当であると認められたときは、委託料の支払いを委託者に請求することができる。
- 3 委託者は前項の規定により委託料の支払いの請求があった場合は、当該請求書の提出を受けた日から30日以内に、委託料を受託者に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託の制限)

第13条 受託者は、委託業務の全部又は一部を他に委託してはならない。ただし、書面により委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第14条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受託者がこの契約に違反したとき。
- (2) 期限内に委託業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- (3) 警察署長その他の捜査機関からの通報等により受託者が水戸市建設工事等からの

暴力団等の排除に関する要項（平成 20 年水戸市告示第 16 号）別表に掲げる要件に該当することが判明したとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託者に損害が生じたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害の賠償額は、委託者・受託者協議して定めるものとする。

（秘密の保持）

第15条 受託者は、委託業務の実施に際して知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。委託業務完了後も、また、同様とする。

（帳簿等の保存）

第16条 受託者は、委託業務について受託者が所持する会計に関する帳簿その他の書類を、当該委託業務完了日から5年間保存するものとする。

（法令等の遵守）

第17条 この規定に定めるもののほか、受託者は、契約履行に関して日本国の法令並びに本市の条例、規則等を遵守しなければならない。

（疑義の決定）

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、委託者・受託者協議の上、決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者・受託者記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

水戸市中央1丁目4番1号

委託者 水戸市

水戸市長 高橋 靖

受託者